

( 整理番号 2221 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 5 回本審議会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 3 月 7 日 16 時 30 分 ~ 17 時 00 分 ホテル信濃路 2 階 穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 5 年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告) 2 長野地方最低賃金審議会各種商品小売業専門部会の議事録等について 3 長野県最低賃金の改正決定(答申)時の政府に対する要望の結果について 4 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について(令和 6 年度) 5 その他		
議事録			
<p>古畑賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より長野地方最低賃金審議会令和 5 年度第 5 回本審議会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認でございます。本日は 13 名の委員の皆様にご出席いただいております。委員総数 15 名のうち 3 分の 2 以上の出席がございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>また、本審議会は長野地方最低賃金審議会運営規程第 6 条に基づき原則公開とされておりますことから、事務局におきまして会議公開要綱第 3 条に基づき、開催にかかる公示を行いましたところ、傍聴の希望者はありませんでしたので報告いたします。</p> <p>それでは審議に先立ちまして、久富長野労働局長から御挨拶申し上げます。</p> <p>久富労働局長</p> <p>皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本日の審議会にご参集いただき、ありがとうございます。また、皆様方におかれまして</p>			

は、常日頃から、労働行政にご支援ご協力を賜っていることにつきまして、改めてお礼を申し上げます。

本日の審議会ですが、本年度の最低賃金審議の締めくくりということで、皆様方から、昨年の答申の中でいただいたご意見ご要望について、どのように審議しているか等を報告させていただくという流れになります。皆様方には、忌憚のない意見交換をしていただければと思います。

では、最低賃金を取り巻く、状況ですけれども、まず昨年の最低賃金の審議の状況ですが、コロナが明けて景気が持ち直し、一方で消費者物価は高騰し続け、実質賃金は目減りしている状況で、さらに強い人手不足の状況が続いているといった現状を踏まえて、労使を含めた世の中の皆様方の多くのご意見が、今年は賃金を上げなくてはいけないといった意識が前提にあり、昨年の春闘では、30年振りに高い水準で妥結され、そのあと中小企業を含めて多くの企業で賃上げがなされたといった現状にありました。

この点についてはですね、今、まさに景気が持ち直した状況で引き続き推移していく、また消費者物価が高騰し続け、実質賃金がさらに目減りしている、そして人手不足の状況が続いている、こういった現状というのは、昨年も今年も大きく変わることはないと認識しております。

昨年の最低賃金審議が行われた後の、特に変わった事情といたしますと、審議後に2030年代半ばまでに、全国加重平均を1,500円にするといった政府目標が出されました。もう一点、昨年の審議で今までになかった大きな動きというのは、各地方の審議会が目安プラス8円と最大となり、これまでにない地方の審議会の判断がかなり強く示され、それは地域間の是正格差といったことを目的として、かなり幅広く目安プラスの答申がなされたところでございます。

来年度におきましても、今申し上げたような現状を踏まえて、委員の皆様には、本年度に比べるとさらに判断が難しくなるというような審議になるような気がします。

また、目安については、ゴールデンウィーク明けくらいから、政府、官邸を含めて目安の議論を始めるのですが、厚生労働省の幹部では、どういう金額に設定しようかと非常に悩ましいとっております。

これまで、与野党含めて、最低賃金どれくらいに上げるのかと強く聞かれたのが、今年度に限っては、最低賃金は上がるものといった前提で最近議論されなくなってきた状況ですから、低い目安が出されることは、ちょっと考えづらい状況になっております。そういった中で、各地方の審議の動きを含めた論議をしていただければと思っております。

次年度におきましての私どもの取組みとして、現状を踏まえますと、労働者の生活の安定、経済の活性化を考えれば、賃金の引上げは必要だと考えておりますので、次年度におきましても、地域別最低賃金については私どもから最低賃金の引上げについて諮問させていただこうと考えております。

また、そうは言っても、使用者にとっては固定費が増えるわけですので、価格転嫁を引き続き、中小企業庁や公正取引委員会と連携しながら進めつつ、国等の支援措置を積極的にご活用いただき、無理をしない賃上げができれば、官報手続きを進め、決まった最低賃金については、徹底的な履行確保を図っていくことを考えております。

また、地方最低賃金の事務局といたしまして、皆様方円滑に審議ができるよう万全を尽くしてまいりたいと思っておりますので、引き続き次年度以降もご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

古畑賃金室長

それではこれからの審議につきまして倉崎会長よろしくご願ひいたします。

倉崎会長

皆さん、お疲れ様でございます。

本年度、最後の審議会であります。

本年度を思い返してみれば、先ほど局長のお話にもありましたけれども、消費者物価、企業物価の高騰などといった、様々な論点を含んだ経済事情のもと、皆様には大変難しい審議をお願いしてきたところでありました。

無事、県最賃も特定最賃も結論にたどり着けたことは、皆様方のお骨折りがあってのことと、大変感謝申し上げます。

次年度もですね、本年度同様、大変難しい審議が予想されます。消費者物価、企業物価もそうですし、最近の円相場ですとか、平均株価ですとか、緊張感のある海外情勢ですとか、そういったことに触れるたびに、予断を許さないのかなと感じておるところでございます。

本日はですね、次年度を想定し、それに向けて意義のある振り返り、意見交換を実施できればと考えておりますので、どうかよろしくご願ひいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思ひます。

先ほど事務局からご説明いただきましたとおり、本日の会議は、長野地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開としますので、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは竹村委員、使用者代表委員からは土井委員にご願ひします。

それでは、議題(1)の「令和5年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について、事務局より説明を願ひします。

西尾賃金室長補佐

資料番号38の「第54期(令和5年度)長野地方最低賃金審議会 本審、小委員会、専門部会の審議経過」について、概要を説明いたします。

なお、長野県最低賃金に係る審議経過につきましては、令和5年8月23日の第4回本審までにご承知いただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

4ページの7 特定最低賃金 からご覧ください。特定最低賃金の審議経過について、時系列に一覧としておりまして、6ページまでが各産業別の審議内容の概要となっております。特定最低賃金は、9月25日の合同専門部会を第1回としておりますので、それぞれ第2回目以降の審議経過についてご説明いたします。

まず、(1)計量器等最低賃金専門部会の審議経過です。計量器等最低賃金については、計4回の部会を開催し、審議が行われました。10月25日に開催された同専門部会において、労使の主張に隔たりのまま意見がまとまらず、公益見解により全会一致となり現行の特定最低賃金を38円引上げ、時間額983円とすることで結審いたしました。最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月24日に官報公示を行い、12月24日に法定発効となっております。

次に、(2)はん用機械器具等最低賃金専門部会の審議経過です。はん用機械器具等最低賃金については、計4回の部会を開催し、審議が行われました。10月19日に開催された同専門部会において、労使双方の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を38円引上げ、時間額994円とすることで結審いたしました。最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月20日に官報公示を行い、12月20日の法定発効となっております。

最後に、(3)各種商品小売業最低賃金専門部会の審議経過です。各種商品小売業最低賃金については、計4回の部会を開催し、審議が行われました。10月23日に開催された同専門部会において労使双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を40円引上げ、時間額950円とすることで結審しました。最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月21日に官報公示を行い、12月31日の指定日発効となっております。

以上が、特定最低賃金の審議経過の概要になります。

資料番号41は、過去の最低賃金額引上げの推移をまとめたもの、資料番号42は、本年度の長野県最低賃金と特定最低賃金の周知用リーフレットになりますので、後ほどお目通し願えればと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

只今のご報告につきまして、何か意見・質問等、ございますか。

倉崎会長

よろしいですかね。

それでは、次に議題（２）の「長野地方最低賃金審議会各種商品小売業専門部会の議事録等について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

古畑賃金室長

資料 ３９の令和５年８月２３日付け「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」及び令和５年１０月２３日付け「長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）」の別紙２に基づき報告いたします。次年度以降のあり方について審議した内容は、次の「各種商品小売業専門部会」の第２回から第４回までの議事録のとおりとなっております。

概要は、「各種商品小売業の優位性はあまり認められないことから、次年度特段の事情がない限り必要性の審議において、必要なしとするのが妥当との意見。」、「引上げ額が少額であっても、労使双方が意見を交わすこのような部会は重要であり、必要性ありで部会開催を希望するとの意見。」がありました。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

県最賃の昨今からの上がり方からすると、どうしてもこういう問題が出てくるのだと思いますけれども、只今の事務局からのご報告について、委員の皆様から、何か意見・質問等、ございますか。

山口委員

山口でございます。

各種商品小売業専門部会の議事録から、相当ご議論いただいたという内容を拝見させていただきました。委員各位におかれましては、ご苦勞いただいて、公益の先生方におかれましても、調整大変お疲れ様でございました。いずれにしても、最終的な結論は出なかったということでございますが、それぞれの意見は尊重する中で、次年度どのような形で、進めるのがよいのかということですね、小委員会の中で、しっかりと検討させていただければと思いますし、ここにある通り、それぞれ必要性がないというご発言がある一方、それぞれの産業の労使が議論できるというのは、特定最低賃金のその場でしかないわけがあります。委員会の中では当然その委員については、それぞれの産業に携わっているわけではございませんので、非常に貴重なご意見かなと感じた次第でございます。いずれにしましても、それぞれの意見を尊重しながら、次の年度にどのような対応をするのがよいのか、しっかりと話し合っていければと思っております。補足があればお願いいたします。

竹村委員

竹村です。よろしく申し上げます。

私の方からは、お願いということで、なかなか必要性なしという形で納めてしまうとですね、議論できないということになりますので、労使での議論という場を是非残していただきたいなと思っておりますので、何とか使用者側の皆さんもご理解いただいておりますので、来年もそういったところをひとつおくみ取りいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

倉崎会長

ありがとうございました。

使用者側の方でこの点で何かございますか。

中村委員

各種商品小売業の専門部会に参加させていただいた中村でございます。

専門部会のあり方について、非常に良い、いろいろな意見交換をさせていただきまして、大変勉強になったと思っております。

いろいろな角度から検討させていただきましてし、労働者側代表委員の皆さんのご意見も拝聴させていただきました。

その中で、結論ということではないのですが、来年度に持ち越しということで、どのような考え方で行くのかは、また、まとめていきたいと思ひますが、当初、答申の時にあった会長さんのおっしゃるとおり、審議は十分に尽くせたと思っておりますので、これをベースに、また、もう一度確認したいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

倉崎会長

よろしいですか。

会長が発言する立場ではないかとは思ひますが、長年特定最低賃金という枠を設定して、優位性を前提とした議論をしてきた経過がございますので、結論はどうなるにしても、現場の声をより反映させる形での結論を期待しております。

それでは、次に議題(3)の「長野県最低賃金の改正決定(答申)時の政府に対する要望の結果について」に入りたいと思ひます。

事務局よりご説明をお願ひします。

古畑賃金室長

資料 40をごらんください。8月7日付けの答申の別紙3、4ページの「長野県最低賃金審議会総意の政府に対する要望について」に基づき、価格転嫁対策、業務改善助成金の対象拡大及びその周知徹底ほかについて、次の「生産性向上のヒント集」以降をもとに対応した実施内容及び結果を説明いたします。

生産性向上については、毎年3月ごろに「生産性向上のヒント集」として内容を更新し、事例集を周知しています。今回は資料として44ページ中の目次まで資料としています。生産性向上の動向については赤字のページ番号9ページ以下の「日本の労働生産性の動向2023」のとおりとなっております。

価格転嫁対策については、資料の18ページをご覧ください。公正取引委員会が11万を超える事業者を対象に特別調査を実施し、独占禁止法、下請法の執行のため、自主的取組を促すとともに、命令、勧告など厳正に対処しています。また、22ページをご覧ください。経済産業省が2023年9月を中小企業の価格転嫁に関し価格交渉促進月間とし調査を行い、25ページ以降がその結果の速報版となります。27ページの「価格交渉の状況」をご覧ください。黒丸の一つ目にありますとおり、発注企業側から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた割合は3月時点から概ね倍増しています。37ページをご覧ください。中小企業からの回答結果を発注者企業ごと示し、公表したものが、39ページ以降になります。「エ」が平均値0点未満で最も価格交渉が進んでいない評価となっています。

業務改善助成金の対象拡大、支援の拡充については、44ページをご覧ください。8月31日から拡充するとともに、47ページのリーフレットのとおりに、申請期限を延長しました。また、このリーフレットにより周知を徹底するとともに、当室からの働きかけにより、この度、令和6年1月1日から、長野県が業務改善助成金の上乘せ補助制度を設けることとなり、49、50ページのとおり共同でリーフレットを作成しました。周知の結果として51ページの申請件数、52ページの交付決定件数の推移にありますとおり、件数が著しく増加しています。

賃上げ税制の施策については、53ページの「賃上げに取り組む経営者の皆様へ」のとおり、最大45%の税額控除を予定しています。

県内の主要産業の支援拡大・拡充については、55ページ以降の「「ゆたかな社会」の実現を加速するための長野県総合経済対策」をご覧ください。これは、長野県と事業主向けの対策のとりまとめのリーフレットの作成を協議し、作成されたものです。これにより、観光業等、旅客運送業、リーフレットでは交通事業者向けとなっておりますが、見やすいよう表としてまとめ周知を行い、支援拡大・拡充を図っております。

最後に、行政機関が民間企業に業務委託を行っている際の最低賃金の履行確保配慮については、59ページから63ページまでのとおり3回にわたり、改正最低賃金の履行確保を要請しています。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か意見・質問等、ございますか。

倉崎会長

よろしいですか。

それでは、次に議題（４）の「特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

嶋田賃金指導官

資料番号４３をご覧ください。令和６年１月２９日に労働者代表委員から特定最低賃金の金額改正に関わる３業種、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業の意向表明の提出がございました。その写しを資料番号４３として添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

申し出の時期は、いずれも「２０２４年７月下旬まで」となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局より御報告いただきましたが、労働者代表委員から何か補足する事項などはございますでしょうか。

山口委員

例年同様の３業種について、意向表明をさせていただきました。

我々としてこれから、しっかりと審議ができる準備を整えるべく、進めてまいりたいと思います。すべての書類が揃いました時点で、また審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

使用者委員から何かご質問等ございますか。

井出委員

特にありません。

倉崎会長

よろしいですか。



竹村委員

竹村です。たびたびすみません。

意向表明ですけれども、各種商品小売業のところ、4月から日本標準産業分類が変わるということで、意向表明は旧の各種商品小売業として出させていただいておりますけれども、また取組みとすると、分類が変わっても中身は一緒なのですが、ちょっと題目が変わってきますので。百貨店、総合スーパーマーケット、そういったところの取組みとなってくるところで、そこら辺の分類が変わるところは、また労働局の方から説明があると思いますが、4月1日から変わるということで、そういう説明を受けていますので、若干は変わってくるという形で、内容は変わらないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

倉崎会長

この点について、事務局から何かございます。

古畑賃金室長

そうしましたら、今から資料をお配りいたします。

令和6年4月1日から日本標準産業分類が改定される関係で、お話しします。

お配りいたしました資料のとおり、今までは、「各種商品小売業」という表示をしておりましたが、令和6年4月1日から日本標準産業分類の改定に伴い、「百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業」の表示に記載変更となる予定です。

中身については変更ありませんのでよろしくお願ひいたします。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

よろしければ、議題(5)の「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

古畑賃金室長

事務局から、一言述べさせていただきたいと思ひます。

現在の第54期長野地方最低賃金審議会委員の任期につきましては、令和7年3月31日までとなります。

本年度は、審議会の運営に関しまして、事務局として至らぬ点が多々あったかに存じますが、各委員の皆様のご理解とご協力を賜りまして、何と

か無事に審議を終えることができましたことに深く感謝いたしますとともに、来年度もよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、労働者代表委員の方から、何かございますか。

山口委員

お疲れ様でございました。

私の方からは、この一年間の本音を申し上げたいと思います。

長野県最低賃金並びに特定最低賃金、先ほど局長からもご挨拶にもあったとおり、今年は難しい社会情勢の中で、難しい審議であったと思いますが、それぞれ、使用者側委員の皆さん、公益委員の皆さん、我々としても審議の中では大変失礼な発言もあったかと思えます。しっかりと審議をさせていただきたいとの思いからと、ご容赦いただければと思います。

また、労働局の皆様におかれましても、大変な審議をスムーズに進めていただくための資料、大変多くの資料をご準備いただきました、改めて感謝を申し上げるとして、来年度もしっかりと労働者側委員としても、この長野県の中で産業として、労働者がしっかりと働ける環境をどうやって作っていくのかということも含めて、議論をさせていただければと思います。改めて感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

使用者代表委員から何かございますか。

井出委員

一年間ありがとうございました。

皆様方の本当に真摯な議論を尽くしていただいた中で、落としどころも見つかったといいでしょうか、冒頭から局長さんのご挨拶にもありましたとおり、今までとは全く違う目安金額が出たりと、戸惑いも非常にある中で決まったかと思っております。

これでまた、さらに来年度については、それを上回るというような予測も多分に出ておりました、どんな風にとらえていったいいのか、本質と言いますか、我々が考えている、変な理屈になって恐縮なのですが、本来の最低賃金の在り様と言いますか、それでやはり春闘で皆さんがだんだん上げてい

くというようなとらえ方、その辺のところは混在してきているというか、どうとらえていってよいのかわからないというようなところもあるように何となく思ってしまうのが昨今の状況かなと思っております。それだからもちろん、上げないとか、抑えるとか、非常に言いにくい状況が、もうすでに生まれているような状況にあるとは思いますが、そうした中で、本来の最低賃金の在り様をしっかりと考えながら、話しを進めさせていただければと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたが、本年度も皆様には大変難しい審議をお願いし、労使双方それぞれのお立場において、大変お骨折りをいただいた結果として、何とか本日にたどり着くことができました。

私は、9年前に審議委員に就任し、ただその時と比べますと、審議の難しさでありますとか、あるいは最低賃金に対する社会の注目というものに、格段の違いがございます。皆様には本当にご負担をおかけしたことと思ひます。

またですね、事務局の皆様につきましても本当に同様だと思ひます。事務局の皆様方が、審議の充実のため、大変ち密に、入念にご準備いただいたことの賜物でもあると思ひます。また次年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもって閉会といたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

閉 会